

II 人権施策の推進に向けた推進計画

1. 推進するための条件整備

事業名	事業の内容	所管課	24年度事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市人権施策推進本部等の設置	市長を本部長とする田辺市人権施策推進本部を設置し、田辺市人権施策基本方針に基づき、全庁的に人権教育・啓発を推進する。	人権推進課	田辺市人権施策基本方針に基づき策定した田辺市人権施策推進計画について全庁的に取り組んだ。	特になし。	平成25年度も継続実施。懇話会の意見を受け、今後の施策に反映させる。
田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局	5つの支部からなる田辺市人権擁護連盟と連携する。また、事務局として市民の主体的な人権意識の向上や啓発活動を支える。	人権推進課 各行政局総務課	平成24年6月24日に、5支部・約260名からなる田辺市人権擁護連盟理事総会を開催し、年間の事業計画や予算について承認決定した。「防災と人権」を活動テーマとし、各種会議、理事研修会の開催及び広報紙[れんめいだより]の発行を引き続き行った。各支部では、それぞれ独自に講演会や啓発活動を行い、市民の人権意識の向上に努めた。	各種講演会については、連盟の理事だけでなく幅広い年齢層の市民に対し、参加の呼びかけが必要である。	平成25年度も「防災と人権」を大きなテーマとして活動を行うが、このことに囚われることなく各地域の課題や実情に応じたテーマを設定し、人権啓発活動を実施していく。
紀南地方人権推進連絡協議会との連携及び事務局	本協議会は、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町の人権団体で組織され、各団体相互の連絡協調を図り、紀南地方における人権啓発の振興と充実に寄与することを目的として、人権活動の取り組みや支援、各種研修会等を実施する。	人権推進課	人権擁護委員の日、人権週間など様々な機会や場所において一斉啓発活動を実施。「同和問題」をテーマにした研修への参加。県人権啓発センター等が企画、実施する事業に参加、参画等を行った。	「防災と人権」について広域で活動を行うため、「防災ホイッスル」を作成し、講演会等さまざまな機会に配布し啓発活動を行った。	平成25年度も継続実施。「防災と人権」をテーマにした研修会への参加を行う。
田辺市人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局	法務大臣から委嘱された田辺市内21名の人権擁護委員による組織で、特設人権相談の実施、小学校での人権教室、各種啓発、各種研修、委員相互の研鑽を図る。	人権推進課	人権の花運動や人権作文の応募依頼。人権擁護委員の日や人権週間における街頭啓発。企業及び福祉施設への訪問や特設人権相談の開設。人権教室を稲成小学校及び中山路小学校で実施。「人権の花、紙ふうせん打ち上げ事業」を長野小学校、伏菟野小学校、三里小学校、本宮小学校において実施。田辺市人権教育啓発推進懇話会、紀南こころの医療センター人権擁護推進委員会、田辺市児童問題地域協議会等への委員としての参加。	「人権の花、紙ふうせん打ち上げ事業」については、旧田辺市では実施できない学校もあるため、いつまで実施するのか、ほかに変わる事業がないか検討する必要がある。	人権の花運動については全国的に実施しているが、写真コンテストについては和歌山県のみが実施している。市内小学校での応募は約半数。応募いただいた写真についてはパネル展示を行い周知を図る。
田辺市人権教育啓発推進懇話会	適切な人権施策の取組が行われるよう、人権施策推進計画についての評価、課題等について田辺市人権教育啓発推進懇話会で審議する。また、必要に応じて社会の変化に伴って新たに生じてくる人権課題を審議する。	人権推進課	平成24年11月28日に懇話会を開催し、田辺市人権施策推進計画の平成23年度推進状況と新規事業計画等について審議を行った。	人権施策推進計画についての意見を、今後の施策に活かして行く。	平成25年度も継続実施。
和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	県内に所在する人権啓発にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方務局、県、市町村、和歌山県人権擁護委員連合会、和歌山県人権啓発センターで構成。さらに県下は2ブロックに分かれていて、田辺市は、みなべ町から新宮市までの紀南地域ネットワーク協議会に属している。	人権推進課	平成24年9月28日に、和歌山地方務局田辺支局で事務打合せ会を開催。管内各市町の人権啓発に係る取組について情報交換を行った。	県下2ブロックに分かれており、ネットワーク協議会全体として目立った活動はない。全般的に関係機関相互の連携が希薄であるため主担当の和歌山地方務局のリーダーシップが望まれる。	平成25年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
学習教材の開発等	市民の学習ニーズや課題に応じ、視聴覚教材の整備に努め、市のホームページに掲載する。また、公民館等で人権学習を実施しやすいように、独自の学習教材の作成に努める。	人権推進課	視聴覚教材として、子どもの人権問題、女性の人権など4本のDVDソフトを購入した。平成24年度の貸出本数は24本。	学校や企業での人権研修に使用するなど様々な人権問題についてより理解を深めることができた。	平成25年度も継続実施。
各種意識調査	田辺市独自の意識調査としては、合併前の平成3年に「いまここに起つ」と題された同和問題意識調査報告書をまとめ、県では平成8年と平成13年に「同和問題に関する和歌山県民意識調査」がまとめられている。市単独での人権に関する意識調査については予定していない。県が平成25年度に「人権に関する県民意識調査」を実施する際、市としても協力する。	人権推進課	特になし。 参考として、第1次田辺市総合計画（後期基本計画）策定に係る市民アンケート調査が平成22年度に行われ、そのなかで「あなたの人権は守られていると思いますか。」という問いに、68.1%の人が守られていると思うと回答。	特になし。	平成25年度は意識調査等の調査予定はない。 田辺市人権施策基本方針の改定の際に検討する。
人権を考える集い	教育委員会、田辺市人権擁護連盟等各種団体と連携しながら、時宜に即したテーマで講演会を実施する。	人権推進課	平成25年2月23日（土）紀南文化会館小ホールで「いのちの大切さについて改めて考える」をテーマに開催。 参加者約200名。 ・講演会「あ～よかったなあなたがいて～つながりと感動～」 講師 仲島正教さん（教育サポーター） ・コンサート「夢をあきらめないで～絶望とひきこもりを乗り越えた先にあるもの～」 ESPERANZAさん（アーティスト）	講演テーマについては、時宜に即した内容で、多くの市民の方に参加してもらえるようにしているが、幅広い年齢層への参加呼びかけが更に必要である。	今後も、より効果的な手法を検討しながら、平成25年度も継続実施。
人権学習指導者養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	人権推進課	常に人権尊重の理念を持って公務を遂行するように平成24年4月2日（月）に市職員研修会を開催した。	将来、指導的立場になる新任職員に、人権に関する概要研修を行った。	今後も、職員を対象とした研修については、継続的に実施していく。
人権学習指導者養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	生涯学習課	平成24年9月9日（日）、紀南文化会館・小ホールにおいて、地域の人権教育・啓発の指導的立場にある、公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事、人権擁護連盟理事を対象とした研修会を開催した。基調講演の後、テーマを「防災に人権の視点を活かすとは」とし、東海・東南海・南海連動型地震とそれに伴う津波災害等を踏まえたなか、人権に係わる視点によるシンポジウムを行った。参加者数は118名。	各公民館、地域で活動する人権教育・啓発の指導者を一同に集めた研修を実施し、当地域でも近い将来、発生が想定される大災害を見据えたなか、命の大切さや災害弱者への配慮等々、人権問題について認識し、共通理解を図ることができた。	今後も、指導者を対象とした研修については、継続的に実施していく。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各学校における、保護者対象の教育講演会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行う。	生涯学習課	全29の小学校において、保護者学級を開催。述べ参加者数は5,590名。	人権に関する視点を幅広く持ちながらテーマを設定し、各校において計画を立てた上で、保護者学級を開催することができた。	子どもを育てるという視点を踏まえ、各校の保護者が興味関心をもっていただける内容の、保護者学級を実施していくものとする。
各学校における、保護者対象の教育講演会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行う。	学校教育課	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対して様々な角度から人権啓発を行った。	児童生徒の人権意識の向上を図るには、保護者の人権意識の向上が必要不可欠である。各学校で行われる教育講演会は、研修を受ける機会の少ない保護者にとっては大変有意義であり、人権意識の向上に繋がっている。	平成25年度も継続予定。
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。「人権コラム」掲載を検討する。	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月号で男女共同参画週間を啓発。 平成24年9月号で男女共同参画推進員企画料理教室及び男女共同参画連絡会講演会についてのお知らせ。 平成24年11月号でDV（ドメスティックバイオレンス）についてのお知らせ、男女共同参画連絡会企画パネルディスカッションについてのお知らせ 平成25年1月号で男女共同参画連絡会企画ワークショップについてのお知らせ 平成25年2月号で「人権を考える集い」や「たなべ人権フェスティバル」、男女共同参画講演会の広報を実施した。 	当地方の特色を活かした内容での掲載に今後も更に努めたい。	平成25年度においても、広報紙による積極的な啓発を行う。
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。「人権コラム」掲載を検討する。	企画広報課	担当課から掲載依頼があった場合、お知らせワイド欄で記事を掲載し、市民に対する人権啓発を行った。	紙面における文章や写真の取扱いについては、常に人権尊重を念頭に置きながら、個人情報の保護や文章表現等に十分な注意を払っている。また、人権啓発を効果的、継続的に行うには、掲載内容がマンネリ化しないよう、紙面の工夫を行う必要がある。	平成25年度においても、広報紙による積極的な啓発を行う。

2. 人権の視点に立った行政の推進

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場に立った対応に心がける。 性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。 	人権推進課	人権相談を受ける場合には、できるだけ相談者の立場に立って懇切、丁寧に相談内容を聞き取り、基本的に複数人で行っている。個人情報に記載された不必要な用紙はシュレッダーにかけ、また、住宅新築資金等貸付金の償還台帳等は、カギをかけて保管している。課内協議を通して人権問題の理解を深める。	日常の業務の中から、人権について気づきを深め、それを行動にうつすことが今後も必要である。	平成25年度も継続実施。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場に立った対応に心がける。 性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。 	生涯学習課	各地区公民館における地域住民の方々への対応や、中央公民館での窓口及び電話での対応の際には、相手の立場を尊重した対応に心がけるとともに、個人情報の保護等にも配慮するようにしている。また、研修の機会を活用すべく、各公民館で実施している人権学習会への出席を研修の機会とし、広く人権問題に関する認識を深めるため取り組んでいる。	人権問題を総合的・体系的に学習するための機会を増やしていく必要がある。	できる限り機会を捉えて、研修を行うものとする。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場に立った対応に心がける。 性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。 	学校教育課	相手の立場に立った対応に心がける。性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。	一人一人が、人権意識の向上に努め、よりよい職場づくりに努めた。	平成25年度も継続予定
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場に立った対応に心がける。 性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。 	総務課	朝礼等の機会を捉えて、相手の立場に立った対応など人権尊重を意識した業務の遂行を徹底し、課内全員で取り組んだ。		今後とも、人権尊重の立場に立った業務の遂行に取り組む。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場に立った対応に心がける。 性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。 	男女共同参画推進室	男女共同参画を推進する上では男女の人権の尊重が最も重要であるため、相手の立場に立った対応や個人情報の保護など人権の尊重については、常に心に留め職務を遂行している。職員は、男女の性別にかかわらずなく、個人が持っている能力を十分発揮しながら業務に取り組んでおり、また、男女共同参画センターでは人権に関する講座・講演会も開催しているため、学習を深めることができた。	男女共同参画センターで開催する講座・講演会については、職員だけではなく、市民に対しても人権について学習を深める良い機会となっている。	平成25年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った応対に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	企画広報課	<p>広聴広報業務を実施する際には、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組んでいる。特に、市政「未来ポスト」をはじめとする広聴業務の遂行に当たっては、庁内における個人情報の取扱いについて指導徹底を行っている。</p> <p>また、各種統計調査においては、氏名や連絡先をはじめ、年収や保有している住宅・土地の状況など、統計調査にご協力いただいた方々の個人情報の保護に十分注意している。具体的には、実際に調査を行う調査員に対して、統計調査の説明会等の機会をとらえて、個人情報の重要性はもちろんのこと、調査で使用する名簿や調査票等の取扱いや調査の際に知り得た情報についても、その秘密の保護が図られるよう周知している。一方、市民の方には、調査に協力していただくためにも、調査内容は統計資料以外の目的に使用しないことや調査で知り得た情報は他に漏らさないことを十分説明した上で協力いただいているところである。</p>	<p>広報田辺等の広報業務や市政「未来ポスト」等の広聴業務を実施するに当たり、常に市民の人権の尊重や個人情報の保護を念頭に置いて取り組んでいる。また、市ホームページにおける個人情報の保護の取扱いや防災行政無線の放送内容については、今後とも十分な注意を払う必要がある。</p> <p>統計調査における個人情報の保護については、現在のところ守られていると考えているが、今後も情報の漏えいが発生しないよう細心の注意が必要である。</p> <p>また、社会全体で個人情報の保護については過敏になりすぎていることもあり、調査に協力を得られにくい状況となっていることから、調査の実施にあたっては個人情報の保護を十分説明し理解を得る必要がある。</p>	平成25年度も継続実施。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った応対に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	自治振興課	すべての職員が平素から左記各事業について常に留意しながら業務の遂行に努めた。	市民活動係、市民生活係共に、市民と直接接する機会の多い部署として所管事務の遂行に当たり、左記の取組各項目を積極的に推進した。	平成25年度も継続予定。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った応対に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	情報政策課	課員それぞれが、事業内容を理解し、実行できるよう職員対象の研修に参加するなど取り組みをおこなった。		今後とも、各課員がそれぞれ事業内容に掲げられた各項目を念頭に取り組む。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った応対に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	南部・西部・芳養センター	利用者・相談者の年齢層が幅広く言葉のコミュニケーションに十分注意して対応している。利用者・相談者の連絡先や内容について個人情報を厳守している。	左記の取組み項目について積極的に推進した。	平成25年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	市民課	市役所の一番最初の窓口として、お客様のニーズを的確につかみ、気持ちよく用件をすませられるような対応を心がけた。	さまざまなお客様がいる中で、トラブルがあった場合はその内容を共有して今後の対応にいかす。	今後も継続する。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	商工振興課	商工振興課においては、企業誘致及びマーケティング活動等、対外的な業務が主流となっているため、年間を通して不特定多数の方々との交渉・協議が多くなっている。そのため、各課での共通取組となる左記事項については、十分に認識し、かつ、積極的に取り組んでいる。		鋭意継続して取り組む。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	都市整備課	日々の業務において、性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場を形成されるよう心がけつつ、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応に心がけている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も業務内容柄から情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応が必要である。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	土木課	市民からの土木行政に対する様々な要望や苦情に対し、相手側の身になった対応を心がけ、また公正な対応に努めた。		引き続き継続。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	都市計画課	日々の業務において、性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場を形成されるよう心がけつつ、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応に心がけている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も業務内容柄から情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応が必要である。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	スポーツ振興課	窓口、電話、現場での対応の際には、相手の立場に立った対応に心がけるとともに、体育施設への人権に関する落書きが発生しないよう各施設の見回りなどに努めている。(平成24年度中 人権に関わる落書き件数0件)	特になし。	引き続き継続

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	健康増進課	相手の立場に立った対応に心がける。性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。職場内で人権についての学習を深める。	窓口や事業実施時の対応については、常に職場内で相手の立場に立ったものであるか職員同士で確認しながら取り組んでいる。個人情報の提供については、条例に沿った対応を実施している。	窓口、事業実施時は、市民の立場に立った対応を今後も徹底していく。個人情報の取り扱いについては十分に留意し、提供資料の返却を徹底し、保護に努める。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	子育て推進課	左記のすべてに取組を進めた。		平成25年度も継続予定。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	やすらぎ対策課障害福祉室	下記の研修会等への参加により、現在の障害者の置かれた状況等の理解、障害者の生活支援・就労支援の方法の修得、各障害別の特質等の理解につながり、窓口等で相談を受ける際の参考となっている。 ①自立支援協議会の全体会議での研修会や定例会議での事例検討への参加。 ②自立支援協議会での先進地視察への参加 ③社会福祉法人等が主催する各種研修、フォーラム等（地域移行推進フォーラム、障害者の就労支援セミナー）への参加 ④サマースクール など	各団体等が開催する研修会等へ参加することにより、スキルアップにつながっている。	今後も、機会があれば、積極的に参加を促していく。
各課での共通の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の立場に立った対応に心がける。 ・性別にかかわらずなく、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 ・情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 ・職場内で人権についての学習を深める。 	消防総務課	男性職員、女性職員を仕分けすることなく、同じ業務を遂行した。		平成25年度も継続
取組の確認	市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくため、各課でどのようなことに気をつけて、行政の推進に取り組んでいるかを確認する。	人権推進課	田辺市人権施策推進計画の進捗状況を把握することで、各課で人権のどのようなことに気をつけて、行政の推進に取り組んでいるかを確認した。	社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関わる問題についてもすぐに対応できるように研修する必要がある	平成25年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
市民憲章の朗読	「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします。」とうたっている市民憲章の精神を尊重し、実践する為、田辺市自治会連絡協議会総会、田辺町内会連絡協議会総会等自治会活動の場において、参加者全員による市民憲章の朗読を行う。	自治振興課	田辺町内会連絡協議会及び田辺市自治会連絡協議会総会資料裏表紙に市民憲章を印刷し全会員に配布。 ・田辺町内会連絡協議会 87組織 ・田辺市自治会連絡協議会 217組織 田辺町内会連絡協議会及び田辺市自治会連絡協議会総会冒頭において市民憲章の唱和を行う。 ・田辺町内会連絡協議会 71名出席 ・田辺市自治会連絡協議会 57名出席	市民憲章の朗読により、地域自治組織における人権意識の高揚と全市一体となった普及促進活動を実施できた。 問題、課題等は特になし。	平成25年度も継続実施。
職員向け人権及び男女共同参画研修の実施	4月1日 新採用職員研修(前期)、10月1日 新採用職員研修(後期)のカリキュラム内において「人権啓発の推進について」及び「男女共同参画社会づくりについて」と題して研修を実施する。新規採用職員研修、一般職員一次研修、一般職員二次研修でのカリキュラムにおいて「人権研修」を実施する。	総務課	◆市で実施： 4月2日 「新採用職員研修(前期)」[受講者数 18人]のカリキュラム内において「人権啓発の推進について」及び「男女共同参画社会づくりについて」と題した研修を実施済み。 ◆和歌山県市町村職員研修協議会が実施： 4月25日-27日 「新規採用職員研修」(対象者：新採職員)[受講者数 8人] 5月16日-5月18日 「一般職員基礎研修」(対象者：5年以内の者)[受講者数10人] 6月6日-8日 「一般職員一次研修」(対象者：5年程度の者)[受講者数 6人] 7月11日-13日 「一般職員二次研修」(対象者：8年以上の者)[受講者数 8人] ◆その他 11月6日 「企業における研修責任者に対する人権研修会」[受講者数3人] 1月19日-20日 「第35回全国人権保育研究集会」[受講者数2人]	人権に関する意識の向上が図られる。	定期的、計画的に実施している。
要援護者の支援対策	自治会等に対し要援護者名簿を提供することで援護を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日ごろからも地域の要援護者支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。	防災対策課	平成22年度より「田辺市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」に基づき、記載事項を拡大した要援護者名簿を民生委員児童委員各位の多大なご協力により作成(更新)した。なお、平成24年度の提供実績は要援護者の登録のある211自治会中、127自治会等となっている。	要援護者が存在する自治会等のうち60%の自治会等に名簿を提供できた。この名簿については、災害時のみならず平常時においても、要援護者支援の一つの手段として活用していただけるよう、さらに啓発に努める必要がある。また、多種多様な災害に対応するためには、要援護者本人の意向を尊重しつつ、地域の実情に応じた取組やコミュニケーションづくりが課題となっている。	要援護者が存在するすべての自治会等に名簿を提供することにより、要援護者対策の更なる充実を図る予定。
人権に配慮した企業誘致	企業誘致活動においては、地域との連携を重視し、人権や環境を大切にする企業の誘致に努める。	商工振興課	平成24年度においても、地域の活性化と雇用の拡大を目指し、人権や環境を大切にする企業の誘致に取り組んだ。		平成25年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
交流推進事業	常に人権尊重を基本として、「交流推進事業」に取り組む。特に「人を思いやる心」を常に念頭に置き、相手方関連団体との連携を図る。	商工振興課	首都圏・都市部において地域産品への注目が高まりつつあることを受け、農林水産物の流通を促進し販路拡大を図るとともに、地域間交流を積極的に行うことで田辺市への関心を高め、市内特産品の販売促進や観光客の増進に取り組んだ。「人を思いやる心」については常に念頭に置き、相手方関連団体との連携を図った。		平成25年度も継続予定。
田辺市住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度	平成24年12月17日から施行し、平成24年度分から適用。住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人にその旨を告知し、不正取得による本人の権利又は利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止をはかる。	市民課	不正取得された本人に告知を行うことにより、権利利益を守るとともに、不正取得の抑止をはかる。	不正取得が発覚して、その事実が確定し告知するまでの期間が長期間に渡るため、告知が遅くなる。 事件についての写し等の利用状況についての調査権がなく、新聞報道や県に頼るしかない。	今後も継続する。
田辺市事前登録による本人通知制度	平成25年10月1日から開始。 住民票の写しや戸籍の附票の写し又は戸籍の謄抄本の発行を第三者等に交付した場合に、事前登録した者に対し、交付の事実を通知する制度。 不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図る。	市民課	不正請求の抑止や早期発見。 不正取得による個人の権利侵害の抑止、防止に役立つ。	事業開始にあたり、事前登録者数が読めない。	今後も継続する。
わかりやすいパンフレットの作成	パンフレットの作成にあたり、専門用語を使いつつわかりやすい表現をし、子供からお年寄りの方までわかりやすい内容とし、小・中学校の教材や自由研究の資料として活用できるようなパンフレットを作成する。	高速道路室	平成24年度田辺・西牟婁整備促進協議会のパンフレットを作成した際、専門用語を使いつつわかりやすい表現を考え、イラストを加えるなどし、子どもからお年寄りの方までわかりやすい内容としました。また、小・中学校の教材や総合学習・自由研究の資料として活用できるようなパンフレット作りを行いました。	高速道路が田辺市まで開通し、さらに南進にむけて事業が進捗する中、高速道路が地域にもたらす効果・役割を多くの方に知っていただくにも、すべての年代の方により読みやすく、わかりやすい内容にすることは大切であると思われる。 しかしまだまだ配布先が行政や関係機関になりがちであり、より一般の方にも読んでいただけるような工夫が必要である。	平成25年度も継続予定。パンフレットや啓発グッズの作成を継続して行うとともに、内容についても、よりわかりやすく改善していく。
相談者や要保護者等の人権尊重	生活保護の対象者は、高齢や障害・傷病等で就労が困難であるなど、何らかの理由で生活に困窮されている方々であり、担当職員一人ひとりが常に相談者や要保護者等の人権を第一に考えるとともに、相手の立場に立って対応するよう、係内会議等を通じて常に研修と研鑽に努める。	福祉課	随時開催しているケース検討会などの係内会議等の機会を捉え、職員相互に研修を実施しているほか、福祉に携わる者として社会福祉主事の資格を取るなど、その資質の向上に努めた。また、職場内外における人権に関する研修、講演会に参加するよう努めた。	生活保護に市民の関心が高まる中、担当職員には常に、相手の人権を尊重した対応が求められている。	平成25年度も継続実施。

3. 人権教育・啓発の推進

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
企業・各種団体等での人権啓発	企業の評価を、経済的な面だけでなく、人権尊重や環境保護などの視点から評価する動きも一般的になってきた。このような状況下で、企業からの講師派遣の要望に基づき、指導員を講師として派遣する。	人権推進課	平成24年度は3企業・団体から要望があり、220名を対象に人権啓発を行った。「熊野古道と人権」、「人権に関する研修」、「人権のための同和問題について考える」など内容は多彩。	大規模企業からの要望が中心で、中小企業からの要望が無い。	平成25年度も継続実施。
各種団体等での人権啓発	各種団体での人権学習・啓発については、派遣要望に応じて人権推進課指導員を派遣する。また、市の人権行政について講座を希望する場合は、課長等が講師を務める。	人権推進課	市の学びあい講座では、「田辺市人権施策基本方針」を主に説明予定であったが、平成24年度は派遣実績なし。	人権については、学びあい講座での要望は少ない。	平成25年度も継続予定。
警察職員との連携	警察から要望に応じて人権推進課指導員の派遣等を実施する。	人権推進課	警察への派遣実績なし。	県の組織でもあり、現実的には警察との連携は難しいと思われる。	要望があれば対応。
人を大切にする教育の推進	各公民館において、「人を大切にする教育」に基づき人権教育をより積極的に展開するよう、公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事に対して指導を行う。	生涯学習課	公民館長・主事会議を年3回、分館長会議を1回、主事会を10回、生涯学習（人権）推進員の会議を年に3回実施し、その中で、「人を大切にする教育」基本方針と、基本計画の内容を確認し、それに基づいた教育啓発活動を展開するよう、共通認識と意思統一を行った。	「人を大切にする教育」基本方針と基本計画を、確認することにより、統一した考え方に基づいた事業展開を図ることができた。	今後とも、あらゆる機会をとらえて、「人を大切にする教育」基本方針と、基本計画については、確認の取組を行っていくものとする。
人を大切にする教育の推進	人権教育担当者会・管理職研修会及び定例学校訪問等を利用し、各学校・園に対して「人を大切にする教育」の全体計画に基づき、人権教育をより積極的に展開するよう指導する。 また、各学校・園では教育計画に基づき、道徳をはじめとした全教育活動を通して人権教育を実践し、児童生徒の人権意識の向上に努める。	学校教育課	・年度当初の校長・教頭・園長会において、学校教育指導の方針の説明の中で、人を大切にする教育の推進について指導した。 ・平成24年5月から平成24年12月にかけて、定例学校訪問を実施し、その中で人権教育を積極的に展開するよう指導した。 ・平成24年12月6日に人権教育主任者会を実施し、人権教育に関する指導方法等について研修を行った。（参加者44人）	研修会等を通じて、各学校に指導することができた。また、各学校では教育計画に基づき人権教育を推進しており、児童生徒の人権意識の向上を図ることができた。しかし、近年インターネット上への書き込みによる問題など、新たな課題も上がっている。	平成25年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
交通安全対策事業、田辺市暴力追放協議会事業、田辺地区防犯協議会事業	市民の基本的人権の根底となる生命を守り、安全・安心な生活を保持するため、警察署との緊密な連携を図りながら、交通安全対策事業（街頭啓発・指導等）及び暴力追放活動（決起集会・パレード等）並びに防犯活動（紀伊田辺駅前におけるマナーアップキャンペーン等）を行う。	自治振興課	<p>■交通安全対策事業</p> <p>①行政機関や民間の各種関係機関等で組織する「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」で、春（5月1日～20日）・秋（9月21日～30日）の全国交通安全運動期間及び夏（7月11日～20日）・年末（12月1日～10日）の交通事故防止県民運動時に広報・啓発活動を実施。</p> <p>・4月6日、市役所前にて交通安全運動決起集会・街頭啓発を実施。また、市庁舎別館にて交通安全教室を開催した。行政局管内では龍神行政局前、中辺路町元JRバス栗栖川駅前、大塔体育館前、世界遺産本宮大社前にて街頭啓発（啓発物品配布）。</p> <p>・7月11日、旧市内のスーパー、龍神行政局前、中辺路町元JRバス栗栖川駅前、大塔体育館前、世界遺産本宮大社前にて街頭啓発（啓発物品配布）。</p> <p>・9月21日、中辺路コミュニティセンターにて交通安全運動決起集会と元Aコープ中辺路前道路にて街頭啓発を実施。このほか旧市内のスーパー、龍神行政局前、大塔体育館前、世界遺産本宮大社前でも街頭啓発（啓発物品配布）を実施した。</p> <p>・12月2日、龍神温泉木の郷マラソン会場、12月3日、JR紀伊田辺駅前周辺、中辺路町内学校周辺、大塔体育館前、世界遺産本宮大社前にて街頭啓発。</p> <p>■田辺市暴力追放協議会事業</p> <p>・8月16日、田辺市暴力追放協議会総会を開催（約80人が出席）。議事終了後、田辺警察署生活安全刑事課原野係長による講演「最近の暴力団情勢について」を実施した。</p> <p>・10月23日、約400人が参加し、田辺市暴力追放決起集会を実施した。決起集会では、暴力追放功労表彰として「会津校区協議会シニアパトロール」を表彰した。（雨のため、街頭啓発パレードは中止）</p>	<p>■交通安全対策事業</p> <p>高齢者が関わる交通事故の割合が高いことから、事故防止のための事業を実施する必要がある。</p> <p>■田辺市暴力追放協議会事業</p> <p>すべての暴力をなくすための本事業を引き続き実施する必要がある。</p>	<p>■交通安全対策事業</p> <p>①既存事業 平成25年度も継続予定。</p> <p>②新規事業 平成28年度から3年間田辺警察署と共同開催している高齢者対象の「交通安全大学事業」を市内で実施予定。（平成28年度は旧市内25人程度を予定）</p> <p>■田辺市暴力追放協議会事業</p> <p>今年度も継続予定。</p>

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市企業人権推進協議会	本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。	商工振興課	平成24年度の事業計画に基づき、研修会を実施した。 【平成24年度事業計画】 1. 明るく働きがいのある職場づくりを目指して、各事業所が自主的、主体的に研修機会をもてるよう啓発活動を推進します。 2. 企業内人権啓発を推進すべく、市人権推進課との連携の下、講師の依頼、啓発ビデオの提供等企業内研修会の開催を支援し、また、各種研修会の案内と参加の呼びかけに努めます。 3. 人権啓発に係る国や県等関係機関との連携を図り、人権啓発のための推進体制の充実に努めます。 ☆総会時には人権施策推進に関するパンフレットや各種資料などを配付した。 ☆総会時(平成24年6月1日)の研修会 [研修会] 演題「防災と人権について」 講師 宮脇 寛和(田辺市総務部防災対策課長)	現在、会員が51企業あり、7参与会員とともに、昭和58年度から平成24年度までに、延べ468企業、31,005人の参加により企業内研修が行われてきた。最近の実績としては、年間10社程度となっているが、さらに企業内研修の実施企業を増やす取組が必要である。	今後とも会員企業の募集に努めるとともに、企業内研修の実施企業を増やすべく、企業の代表者や研修推進員等を対象とした研修会等を通じ、より一層推進していく予定である。
公民館 地域別人権学習会	市内の各公民館がそれぞれの地域において、人権の重要課題に対する基本的な認識を十分踏まえながら、市民一人ひとりが人権課題を発見し、身の回りにある具体的な人権課題の解決に結びつくような人権学習会を開催する。 開催にあたっては、公民館長と公民館主事が、生涯学習(人権)推進員と協議し、公民館区ごとに各種団体・機関等の協力を得ながら人権学習実行委員会を組織して、学習会の企画・運営等について協議する。	生涯学習課	本年度は、36会場での開催で、延べ2,476名の市民の参加があった。テーマについては昨年同様、「防災と人権」ということを一つの柱に設定しつつも、各地域に独自の課題等があれば、検討、協議したうえで、別のテーマ設定でも可能とした。結果、「防災と人権」を学習課題に取り上げた地域が比較的多くあったが、高齢者や女性、子ども等といった様々な視点から学習会を実施した公民館もあった。また、地域の各種団体を網羅した実行委員会組織を立ち上げ、会議を重ね、議論を深めたうえで人権学習会を開催するというスタイルが定着してきている。	近年は災害への関心の高まりにより参加者数も増加傾向にある。引き続き館長、主事と生涯学習(人権)推進員、人権擁護連盟理事が連携を図り、地域住民の参画を得た実行委員会組織を作り、地域の人権課題について十分協議した上で、企画・立案・実行という段階を踏んで取り組んでいく。また館長、主事、生涯学習(人権)推進員の研修、相談業務や教材の提供、講師の派遣など、地域の取組を支えるため取り組んでいく必要がある。	平成25年度も基本的に「防災と人権」を大きなテーマとしていこうと考えるが、このことに囚われることなく、各地域の課題、諸問題等を踏まえたなか、テーマを設定し、実行委員会の組織を中心に地域別人権学習会を開催していくものとする。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市民生児童委員協議会研修会	民生委員・児童委員は、その活動にあたって、個人の人格を尊重することはもとより、基本的人権に関する正しい理解と認識に基づき活動を進めていくことが基本となる。本協議会では、こうした人権意識の高揚を図るため、年に1回は人権学習会の開催または他機関が開催する人権講演会等への参加に努める。	福祉課	①県外研修 平成24年9月7～8日(71名参加) 「水平社博物館」ガイドによるフィールドワークと館内見学 奈良少年刑務所「奈良矯正展」見学 ②県民生委員児童委員協議会主催の各種研修 平成24年9月12～13日 児童委員研修会(参加41名) DVD「人権のヒント 思い込みから思いやりへ」鑑賞 平成24年10月3～4日 会長副会長研修会(参加28名) DVD「桃香の自由帳」鑑賞 平成24年11月30日 主任児童委員研修会(参加16名) 「あなたにもできる児童虐待の予防」 コモンセンスペアレンティング 講義と演習 平成25年3月1日新任民生委員児童委員研修会(参加16名)「人権に向き合うための6つの素材」鑑賞	「水平社博物館」では人権に関わる史跡や展示に触れ、歴史や活動家の足跡に学ぶことができた。県民児協の研修を通じては民生委員活動の基本となる個人の人格の尊重や人権意識についての修養を図ることができた。児童虐待防止のためのオレンジリボンの着用と「あかちゃん訪問」事業についても継続して取り組んだ。	継続して人権学習、児童虐待防止活動に取り組む。
人権お話し会	小中学生各校代表者により、人権作文の発表会と講演会を開催。	本宮行政局総務課	平成24年12月13日(木) 本宮行政局3階大会議室で開催。参加者約100名。 ・小・中学生人権お話し会(各小中学校代表11名による人権作文発表) ・公演 「音楽がつなぐ絆」 出演 アロエルト ・発表された作文は、後日、作文集として製本し、本宮管内、各戸配布を行った。	一般参加者の参加増が課題である。	平成25年度も開催予定。

4. 相談支援体制の推進

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権相談	市民の人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行う。	人権推進課	相談件数は13件あり、女性問題、障がい者問題関係、誹謗中傷問題等である。必要に応じて、関係機関との連携や適切な助言に努めた。	利用者が、安心かつ容易に利用できる相談体制づくりが必要。	平成25年度も継続実施。
登記・相続・人権相談	法務大臣の委嘱による田辺部会所属の人権擁護委員が相談員となって実施する。(旧田辺では年4回、龍神年6回、中辺路・大塔・本宮では各年2回実施)	人権推進課	旧田辺では年4回、龍神年6回、中辺路・大塔・本宮では各々年2回実施した。	特設相談での、登記相談は稀にあるが、人権相談は少ないのが現状である。	平成25年度も継続実施。
不登校児相談	不登校問題に関する相談窓口を適応指導教室に設け、随時、電話相談や面接相談を行う。また、不登校児童生徒に対しては、各学校との連携のもと適応指導教室への通級指導や家庭訪問等を行い対応する。	学校教育課	平成24年度適応指導教室通室生(22名)。通室生の状態について在籍校と連携を密にしながら、学校支援や体験活動を行った。	様々な問題を抱える児童生徒が増加し、不登校の要因も多様化しており適応指導教室の役割がさらに重要になってきている。	平成25年度も継続実施。
女性電話相談	女性が抱える様々な悩みに、女性相談員が電話で相談に応じる「女性電話相談」を実施する。(月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午まで)	男女共同参画推進室	平成24年度は118件の相談があった。相談者からは、人間関係の悩み、配偶者・パートナーとの悩み、暮らしにかかわる悩みなどが寄せられ、問題の解決に向けて自己決定ができるよう支援を行った。	悩みを誰にも打ち明けることができずに一人で抱え込み苦しんでいる相談者に対して、その傷ついた心を癒すことができた。また、まず一歩を踏み出すことができるよう相談者の気持ちに寄り添いながら問題の整理を自己選択できるように支援しているので、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」への貢献度は高いと思われる。	平成25年度も継続実施。
市民法律相談	市民が抱える法的措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月、月曜(原則)に開催する。	自治振興課	平成24年度は44回(本庁36回、4行政局各2回)の開催で延べ268名の市民から相談を受けた。別紙資料1参照。	市民が専門家から法的解決策を教わるができる便利な制度である。また、問題を抱える市民の多くは、経済的にも決して余裕があると言えず、経済的に余裕がない法的弱者救済の観点からも、安心して暮らせるまちづくりへの貢献は高いと思われる。	平成25年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
消費生活・市民相談	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談ごとについて、市民が身近に立ち寄ることのできる消費生活・市民相談を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。	自治振興課	平成24年度は、延べ240件の相談がありました。その内、消費関係の相談は61件(25.4%)、多重債務関係の相談は12件(5.0%)、合計73件(30.4%)です。別紙資料1参照。	問題解決のための助言や情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の意識高揚やトラブル防止が図られ、安全で安心なまちづくりに寄与することができた。 しかしながら、生活形態が多種多様化する中で、相談内容には複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくなく、これらの要因を解きほぐして整理し、相談者自身が解決のための手段を主体的に選択できるよう、迅速かつ、きめ細やかな対応を行っていかねばならない。そういったことから相談窓口機能の更なる充実を図るため、関係機関との協力・連携を進めるとともに、担当職員の資質向上に努める必要がある。	平成25年度も継続実施。 また、担当職員の資質向上を図るため、独自の研修会を開催するとともに、その他研修会への積極的な参加に努める。
隣保館相談事業	地域住民に対し、生活上の相談・人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。	南部・西部・芳養センター	毎月一回、和歌山県就職促進相談員による職業相談や市の保健師による健康相談を実施した。地域住民から日常生活においての相談(市営住宅への入居や環境整備に関すること、介護予防、福祉に関する事など)があった。	市営住宅、介護予防、福祉の相談では関係担当部署との連携を深め迅速に対応出来るよう取り組む。	平成25年度も継続実施。
一般健康相談	一般健康相談は、西部センター(デイサービスセンター)、南部センター、芳養児童センター、地域の集会所等で定期的に実施する。 健康増進課、行政局住民福祉課では、電話及び窓口相談を平日に随時実施する。	健康増進課	・巡回型健康相談114回 延参加者数 946人 ・窓口相談、電話相談(随時) 31人 ・各種イベント 7回 270人 内容：糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する相談や歯周疾患予防、骨粗鬆症予防、禁煙相談や健康に関する相談等を実施した。	窓口相談・電話相談には、保健師・管理栄養士とも随時相談対応している。 巡回相談は定例的に実施しているが、参加者が固定され65歳以上の高齢者が多い。	平成25年度も継続実施。健康相談の日程案内を市広報紙等で啓発し、関係機関との連携を図り参加者数の拡充を図るとともに内容の充実に努める。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある青年期の若者及び家族への訪問、電話、メールでの相談を実施し、家族会、本人を支え社会参加を促します。	健康増進課	基本的には家族相談は月1回、本人への定期相談は2週間に1回、訪問は月1回～2回、関係機関や他課と連携しながら行います。 電話相談 95件 来所面談 181件 メール相談 3件 訪問 66件 合計 345件（相談実件数 45件）	専任の職員を配置し、随時相談に対応できるような体制を整えている。関係機関と定期的に検討会を開催し連携を図っており、新しい支援団体も参加している。自助会等の自主活動が活発に行われていない。相談に繋がっているのは対象者の一部で、何割かは潜在していると思われる。	対象者の内、ある程度把握できる教育関係機関との連携をさらに密にし、対象者の予想を行っていくとともに、早期支援につながる体制作りを強化します。求められる新しい資源の構築にネットワークで取り組んでいきます。
子育て相談	子育てについて相談を窓口及び電話で実施する。 初めて親になった方を対象のすくすく教室で心配ごとと相談を実施する。 乳幼児健診・相談時に個別に育児相談を実施する。	健康増進課	すくすく教室で育児に関する心配ごとと相談を実施した。 子育て相談窓口として、電話や来所での相談を実施した。 乳幼児健診・相談時に個別に育児相談を実施した。	すくすく教室では、実施後のアンケートによる評判もよく、日頃悩んでいることを共有し解消したり、仲間づくりの場にもなっている。 子育て相談では、赤ちゃんとかかわりなど身近な相談を気軽に受けてもらえるよう努めている。	すくすく教室では第1子を対象に案内を送付しているが、ハイリスク親子の教室参加等を促す機会の検討や個別での対応が必要である。 電話相談では、限られた情報で適切な助言ができたか評価できないため、必要に応じ訪問事業で対応していく。
家庭児童相談	児童とその家庭からの子どもの養育、心身の発育、非行、不登校、家庭環境等、あらゆる悩みの相談、児童虐待の相談や通報の受け付け、学校、児童相談所等、関係機関との連絡調整及び指導を所内及び家庭訪問により行う。	子育て推進課	土日、祝祭日を除き、午前8時30分から午後5時まで市民総合センター内家庭児童相談室において電話又は来所面接により、4名の家庭相談員が対応。ケースによっては相談員が該当世帯宅を訪問し面接を行った。年間延べ相談件数1135件。別紙資料2参照。	養育者の育児不安の解消等、心理的な負担を軽減出来た。また、児童虐待の相談、通告に対し、関係機関と連携し対応することが出来た。	平成25年度も継続予定。
障害者相談支援事業	障害児者、その家族および関係者からの相談の窓口として、平成20年4月から、「田辺市障害児・者相談支援センター ゆめふる」を設置し、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害）に関係なく相談を受けることができる体制へと整備を行った。 4法人（田辺市社協、ふたば福祉会、やおき福祉会、県福祉事業団）から担当者（相談支援専門員）が常駐し、市民から気軽に利用してもらえる窓口となるよう、障害福祉室及び各法人が連携を取り、運営に努めている。	やすらぎ対策課障害福祉室	引き続き、4法人から担当者が常駐し、障害の種別に関係なく相談を受けている。 また、行政局管内の在住者にも、気軽に相談ができるように、月1回各行政局で相談日を設けている。 平成24年4月から「ゆめふる」を基幹相談支援センターとして位置付けるとともに、西牟婁福祉圏域を範囲として、「基幹相談支援センター等機能強化事業」「障害者のための安心生活支援事業」を、平成24年4月から実施し、担当者をそれぞれ1人配置している。	平成24年4月から新規事業として、利用者の「サービス等利用計画」を作成する「計画相談支援」がはじまり、平成27年3月末までに、利用者全員の「サービス等利用計画」を策定することになった。ところが、現状では、計画を作成することのできる相談支援専門員が少なく、「ゆめふる」の担当者が計画を作成すると、通常の相談を受ける時間がなくなるおそれが出てくることから、計画をつくることのできる「相談支援専門員」を各法人に配置してもらえるように働きかける必要がある。	平成27年3月末までに、利用者全員のサービス等利用計画の作成ができるように、法人（特定相談支援事業者）に人員配置を呼びかける。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
自殺対策について	自殺対策として、今年度は次の事業を実施。 ①自殺対策に関する庁内の連絡会議 自殺につながる可能性のある健康問題、家庭問題（子育て・教育・介護等）、経済・生活問題（仕事・多重債務等）等それぞれの問題に取り組む。 将来的には、市以外の公共機関や民間の組織を加えたネットワークを組織する予定。 ②関係者を対象とした研修会・講演会の開催。 ③市民啓発用のパンフレットの作成・配布。	やすらぎ対策課 障害福祉室	①庁内連絡会議の開催 今年度は開催できず。 ②講演会・研修会の開催 ・民生委員研修会 24.7.23 185人 ・自立支援協議会全体会研修会 24.9.28 50人 ・自殺予防週間講演会 24.9.8 50人 ・自殺対策強化月間講演会 25.3.17 58人 ③自殺予防週間(9月)自殺対策強化月間(3月)市民啓発 ・市行政窓口での啓発物品等の配布 ・街頭啓発 市内3箇所	田辺市の平成23年の人口10万人に対する自殺者数は21.7人で、前年度より減少し、県内9市の中では5位となっている(別紙資料4)。県全体(23.8人)、全国(22.9人)よりも低い数値となったが、年間17人もの自殺者がいることから、今後も、なんらかの対策が必要となっている。	25年度以降は、田辺市としての自殺対策の基本方針の作成、民間組織を加えたネットワーク組織の立ち上げを行い、自殺率を下げる取組を行いたい。
こころの健康相談	家庭・職場などで人権を侵害されたなどによる人間関係やストレスによる様々な悩みや不安、精神疾患など「こころの病気」に関する相談を保健師（保健所と協力）により実施する。	龍神行政局住 民福祉課	14回（延べ人員14人 実人員3人・・・いずれも家庭訪問数を含む）のこころの健康相談を実施した。精神的に不安定な人へのケアをサポートする事例が多かった。		平成25年度も継続実施。

5. 同和問題

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「同和問題」啓発	「同和問題」を含めた研修会・講演会等の実施に向けた検討を行う。「同和運動推進月間」等、啓発の機会をとらえて他の人権課題とともに「同和問題」についての啓発（資料提供）を行う。	人権推進課	「同和運動推進月間」には、「同和問題」に係る啓発物品の配布を行った。また、平成25年1月29日、2月5日、6日に企業人権研修を開催し、「人権のための部落問題について考える」と題した講演を行った。参加者140人	これまでの啓発活動により市民の同和問題に対する理解は徐々に浸透しつつあるものの、全国的には依然として、同和地区の間合せをはじめとする差別事象が発生している。今後もさらに創意と工夫を凝らし、効果的な啓発を継続することが必要。	平成25年度も継続実施。
「住宅新築資金等貸付金」にかかる償還業務	同和対策事業の一つである「住宅新築資金等貸付金」についての経緯や目的を正しく理解して、個人情報等の取扱いに細心の注意を払いながら取り組む。	人権推進課	同和対策事業の一環として、居住環境の整備改善を図るために個人に貸付した資金の回収業務であり、貸付金は25年の償還となっている。滞納者については訪問や償還指導を行い、貸付金の回収を行なった。長期に亘り貸付金が回収できない場合は、法的手続や債権放棄など債権の整理を検討していく。	25年という償還期間は長く、その間、借受人の中には、収入減、死亡・病気などにより貸付金に滞納が発生している。	滞納者については、分納も考え今後も粘り償還指導を行う。
各学校での教育活動、管理職研修会、人権教育担当者会	・児童生徒 田辺市教育委員会が策定している「人を大切にする教育」の基本方針を基に、人権教育の充実を図るよう各学校・園に指導する。特に同和問題に関しては、社会科を中心に教育活動全体を通じて、正しい知識と認識を深めるよう指導を行う。 ・教職員 人権教育担当者会や管理職研修会などを通して、「人を大切にする教育」の基本方針についての研修を深め、同和問題を含めた人権教育の充実を図るよう指導する。	学校教育課	児童生徒 各学校において、「人を大切にする教育」の全体計画を作成し、実情に応じて人権教育を推進した。 教職員 ・平成24年5月から平成24年12月にかけて、市内全幼稚園（4園）及び小中学校（44校）を定例訪問し、人権教育を積極的に展開するよう指導した。 ・平成24年12月6日に人権教育主任者会を実施し、人権教育に関する指導方法等について研修を行った。（参加者 44人）	教職員の人権意識の向上を図ることにより、より充実した「人を大切にする教育」を推進することができた。	平成25年度も継続的指導。
地域交流事業	地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図るために、生花教室、茶道教室、健康体操教室、パソコン教室などを実施する。	南部・西部・芳養センター	南部センター：生花サークル・手話教室・健康体操教室・歌の集い教室・グラウンドゴルフ教室・ゲートボール大会・人権学習会・防災学習会・夏の子どもを守る運動懇話会・補導巡回事業・町内美化運動などを実施した。 西部センター：生花教室・編物教室・パソコン教室・グラウンドゴルフ教室・ソフトボール大会・カラオケ大会・防災学習会・人権学習会・天神町教育を進める会事業などを実施した。 芳養センター：生花教室・着付教室・健康体操教室・自主防災事業などを実施した。	地域住民参加の教室を開催することにより周辺住民との交流の輪が広がってきている。受講者数は横ばいである。	事業継続及び広報活動の充実に努め、受講者数の増加をはかる。

6. 女性の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種講座・講演会等の啓発活動	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図る。	男女共同参画推進室	○講座・講演会等を開催した。 男女共同参画講演会（参加者55名）、男女共同参画連絡会企画パネルディスカッション（参加者22名）、男女共同参画推進員企画料理教室（参加者19名）、男女共同参画推進員企画子育て参加教室（参加者20名）、男女共同参画連絡会企画ワークショップ（参加者24名）、再就職支援講座（2回開催 参加者26名）、女性相談に関する講座（参加者9名）、男女共同参画連絡会企画講演会（参加者21名）、読み聞かせと絵本選びの講座（46名）	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催することにより、固定的な性別役割分担意識の見直しや、様々な分野の活動に男女が共に参画することができる男女共同参画意識の向上が図られた。	平成25年度も継続実施。
審議会等委員への女性の参画促進	市役所各課における審議会等委員会への女性比率目標を30%とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努める。（女性の登用率は、26.3%（平成20年4月現在））	男女共同参画推進室	平成24年度の田辺市における審議会等委員会の女性比率は、29.8%となった。	昨年度と比較して0.8ポイント増加した。しかし、委員構成が充て職となっている場合はその職に就いている女性が少ない、審議会等委員会の審議内容に関する知識・経験を有する女性の専門家が少なく、各種団体から推薦される委員はその団体の会長等役職者がほとんどであるため女性の参画が進まない、などの問題点がある。	平成25年度も公募制度の導入や、各種団体の役職にかかわらず女性の適任者を推薦していただくなど、女性の視点が市の施策等に反映されるよう、引き続き女性比率目標達成に向け取組を推進する。
DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動	DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行う。	男女共同参画推進室	○DVを防止するため啓発活動を実施した。 ・男女共同参画啓発誌「ゆう」にDVに関する記事を掲載した。（年4回発行） ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」に当たり、スーパーマーケットで街頭啓発をするとともに、「広報田辺」11月号にDVに関する記事を掲載した。 ・DV被害に対する相談機関に関するリーフレットを案内カウンターに配置し提供した。 ○セクシュアル・ハラスメントを防止するため啓発活動を実施した。 ・“悩んでいませんか？職場でのセクシュアル・ハラスメント”等セクシュアル・ハラスメントに関する冊子を案内カウンターに配置し提供した。	「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあたり、「広報田辺」においても記事掲載をすることにより人権侵害であるDVについての認識を広めることができた。	平成25年度も継続実施。
女性電話相談（再掲）	女性が抱える様々な悩みに電話による相談を実施する。（月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時～正午まで）	男女共同参画推進室	4. 相談支援体制の推進を参照		

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「田辺市男女共同参画プラン」の推進	田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくために、「田辺市男女共同参画プラン」に基づいて、各施策の取組を推進する。	男女共同参画推進室	各課においては男女共同参画社会の実現に向け、具体的施策として掲げた個々の施策の推進に取り組んだ。また、平成23年度の進捗状況を点検・評価することにより進行管理を行った。	概ね男女共同参画プランに沿った取組ができています。	平成25年度も継続実施。男女共同参画に関する施策の重要事項を審議する男女共同参画懇話会からいただいた意見を施策に反映させる。
男女共同参画に関する市民意識調査	平成25年度中に策定を計画している「第2次田辺市男女共同参画プラン」の基礎データとするため、市内在住の20歳以上の男女から抽出した2000名を対象にアンケート調査を実施する。	男女共同参画推進室	意識調査の結果を集計・分析し、「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」を作成した。		意識調査の集計状況を公表し、またその集計結果に基づき第2次田辺市男女共同参画プランを策定する。
住民基本台帳事務における支援措置	DV、ストーカー行為等及び児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る閲覧請求及び住民票の交付請求並びに戸籍の附票の交付請求に関して、被害者の住所を探索することを防止し保護する。	市民課	DV、ストーカー行為等及び児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る閲覧請求及び、住民票・戸籍附票の交付請求に関して、加害者が被害者の住所を探索することを防止し、保護する。	対象者が増加の傾向にある。	保護対象者の住民票等の交付については、今後もより注意深く対応していく。
田辺消防署へ女性消防吏員用仮眠室等の設置	田辺消防署庁舎を改築し、女性消防吏員用仮眠室、浴室、便所等を設置し、女性消防吏員を配置する。	消防総務課	新消防庁舎へ女性消防吏員用仮眠室等を設置することを決定した。		平成25年度で建築設計を終え、平成27年度末に新庁舎完成予定
女性消防団員の火災予防啓発活動、救急講習活動等の充実	女性の能力を生かした火災予防啓発活動や救急講習活動等を実施する。	消防総務課	救急講習 14回 延べ人数29名 防火指導 14回 延べ人数59名 街頭広報 4回 延べ人数25名 防火診断 4回 延べ人数13名	消防団活動は、災害に直接対処するだけでなく、高齢者や地域社会に対する予防活動を重視しなければならないようになっており、このような社会的背景の中、女性消防団員の活躍が大いに期待される。また、救急講習指導員としての知識及び技術の向上を図る必要がある。	平成25年度も継続実施。

7. 子どもの人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
たなべ人権フェスティバル	子どもたちに人権の根幹となる豊かな感性を育成するため、発達段階に応じた子ども向けのミュージカル（就学前・小学生低学年が主な対象）を開催する。	人権推進課	平成25年3月10日（日）に、第1部ミュージカル「赤ずきんちゃん」、第2部歌のお姉さんとみんなの輪、第3部ミュージカル「こぶとりじいさん」の内容で開催。参加者約1,200名。	乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、毎年、公演テーマについては、子どもたちがわかりやすく、落書きやいじめ問題等について考えることができるようにオリジナルのストーリーを組み込んでいる。また、定員1200名に対して応募者数が1500名を超えるほど市民の参加も多く、またアンケートの集計結果も大変好評で、大勢の市民の方から毎年続けてほしいとの声がある。	人権の視点から家族で楽しみながら考える機会を提供するとともに、演劇作品を通じて『相手を想う心、みんなが幸せに生きていくことの大切さ』を育むことを目的に今後も継続して実施する。
体験活動の実施	児童生徒の「豊かな心」の育成と人権意識の向上を図る為に、教育活動の中に体験的活動を積極的に取り入れる。	学校教育課	市内全中学校2年生を対象に、5日程度の職場体験学習を実施。市内殆どの小学校（5年生）において宿泊体験を実施。また各学校の実情に応じて、福祉体験活動及び自然体験活動などを取り入れた。	様々な体験活動を取り入れることにより、児童生徒に豊かな心を育成することができた。また、体験活動を実施する際には安全対策を充分にとることが大切である。	平成25年度も継続実施。
体罰やいじめの根絶	児童生徒一人一人に対してよりきめ細やかな指導ができるよう各学校に指導する。	学校教育課	・校長会・教頭会、生徒指導主任会、また学校訪問等を通じて、体罰の厳禁、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応についての指導を行った。	体罰やいじめ根絶の指導を重ねることで、学校全体の協働体制の重要性の意識が高まった。	平成25年度も継続実施。
子育てしやすい環境づくり	安心して子どもを生み育てやすい環境を整え、子どもを心身ともに健やかに育てるため、思春期、妊娠期から子育て期に健診・相談・健康教育等の事業を実施する。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期ふれあい体験学習 ・田辺市一般不妊治療費助成事業、田辺市特定不妊治療費助成事業 ・田辺市妊婦健康診査費助成事業、妊婦健康診査費助成事業 ・マタニティスクール、パパママ教室 ・妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問含む）、乳幼児訪問、未熟児訪問 ・乳幼児健診、相談事業 ・育児学級、親子教室 ・発達相談 ・予防接種事業 ・5歳児アンケート、5歳児発達相談 	<p>こんにちは赤ちゃん事業は全戸訪問を目指し、訪問率は9割を超えていますが、依然として訪問できない家庭がある。健診・相談事業では、子どもの健やかな発達を促し、病気や障害の予防と早期発見、早期療育のため、受診率、接種率向上に努め、高い受診率を得られた。</p> <p>妊婦検診に係る経済的負担の軽減を図ることで、妊婦の健康管理を充実することができた。</p> <p>発達等に課題のある児童の相談体制や就学に向けての支援を全5歳児を対象に実施できた。</p>	<p>こんにちは赤ちゃん事業の訪問率向上に努める。</p> <p>虐待予防の観点から、訪問等で検診未受診者の状況把握に努める。</p> <p>発達等に課題のある児童の相談体制や就学に向けての支援を充実していく。</p>

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童問題対策地域協議会の設置運営、子どもの虐待防止講演会	児童問題対策地域協議会において「児童虐待」防止についてケース検証会議等を開催する。また同会主催で11月の児童虐待防止月間中に「子どもの虐待防止講演会」を開催する。	子育て推進課	11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、11月4日「たなべる」で講演会を開催した。「親子の絆」－映画「隣人」を通して考える社会的養護のあり方－について、相愛大学桑原義登教授に講演していただき、参加人数は88人だった。	講演会については「児童虐待」という専門的なテーマであることから、参加者は関係者が大半を占めている。一般市民の参加がほとんどないことから、今後さらに広報をする必要がある。	平成25年度も継続予定。
「田辺市次世代育成支援行動計画」に基づいた施策の推進	田辺市が少子化社会に対応して、今後目指していくまちづくりの具体的な施策について取りまとめている。行動計画においては、目標事業量の設定、個々の事業の推進状況の点検・評価により進行管理を行い、地域の事情や特性に応じた事業やサービスのあり方を検討し、効果的な事業実施を進める。	子育て推進課	田辺市次世代育成支援行動計画に基づく事業について、事業実施所管課において評価・検証を行った。また、新規事業または事業拡充の検討を行い、新たな事業実施等につながっている。	少子化対策に向けた事業を実施している。	平成25年度も継続予定。
児童館活動（子どもを育成する活動）	児童館では子どもの異年齢による集団遊びや各種活動等を通して、子どもの協調性や社会性を育成するとともに子どもたちが命を大切にすることや人を思いやる心、仲間意識を育成するための活動を意識的に行う。	田辺市児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・野外活動 キャンプ、畑づくり、自然観察会、わくわくお泊り会 ・スポーツ活動 カヌー教室、ドッジボール大会、ちびっこ相撲大会、キンボール教室、健康づくりと護身教室、Let'sDANCE（ダンス教室） ・文化活動 料理教室、おやつ作り、工作教室、オセロ大会、もちつき会、フェスティバル、児童館祭り、英語で遊ぼう、外国文化にふれる会、本の読み聞かせ、おり紙教室、茶道教室、七夕の集い クリスマス会、ちゃれんじ教室、手話教室、手作りおもちゃと作り教室、おもしろ体験あそび広場 ・学習活動 計算教室、自主学習 ・サークル活動 中学生クラブ ・広報活動 児童館だよりの発刊、田辺市ホームページ掲載、各種案内ビラ 	放課後や土曜日・休日に定例活動や行事活動等を実施することができた。また、毎月の児童館だよりの子どもが児童館活動に参加している。また、子どもが安心して遊べる場「居場所」として、親の意識に定着している。しかし、少子化や学校週5日制に伴い放課後時間が短くなったこと、趣味の多様化により児童館の利用者が減少傾向にあり、特に中学生の利用は学校行事、クラブ活動、塾などがあり小学生に比べても少ない状況である。また、田辺市には三児童館があるが、その活動範囲は各館1小学校校区、1中学校校区に限られ、田辺市すべての子どもを対象とすることが困難である。	平成25年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動（地域活動を推進する活動）	学校や隣保館、地域の各種団体と連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てる活動・ネットワークづくりを児童館が中心的な役割を持ちながら積極的に進める。また、子どもクラブ等の活動を支援するとともに、リーダーの育成に取り組む。	田辺市児童館	南部センターフェスティバルの開催 夏の子どもを守る運動懇話会の開催 夏の巡回補導実施 児童館まつり開催 田二小校内バスピン大会協力 リーダー講習会開催 天神町教育を進める会事業（盆踊り、公園清掃実施他） 西部サマーキャンプの実施 みんなで作る夕涼み会実施	地域にある市の施設と連携をしながら町内会や関係団体と共に児童館まつり、南部センターフェスティバルや盆踊り大会、夏の子どもを守る運動等に取り組むことができた。人と人のつながりを大切にしながらの子どもを中心に据えた活動は、すべての人が安心して暮らせる地域づくり、人づくりにつながると考える。地域の拠点として児童館が中心的な役割を果たす中で、関係機関と連携しながら地域の子どもと大人、大人と大人を結びつけていく活動を今後、より進めていくことが大切である。また、子どもクラブ活動への協力・支援を通して、リーダー育成に努めていくことが大切である。	平成25年度も継続実施。
児童館活動（人権教育総合推進事業）	校区全体を視野に入れながら、子どもの基礎学力向上、基本的生活習慣の確立、進路の保障や地域で子育てを支援するための取り組みをより進める。	田辺市児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育てシンポジウム ・子育て講演会 ・親子料理教室 ・高校訪問 など 	地区の子どもの持つ課題（学力課題・生活課題）について、地域・学校・行政が連携しながら取り組まれている。地区の子どもの課題においては、親の生活との関わりが大きく、課題のある家庭については改善されにくい。	平成25年度も継続実施。
児童館活動（子育て家庭を支援する活動）	子育ての中で悩みや孤立感を感じる保護者に対して、教育相談を行う。また、子育て講座を実施し、家庭教育の充実を図るとともに関係機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行う。また、乳幼児と保護者を対象にフリースペースちびっこを開設し、子どもが安心して遊べる場、子どもや保護者の交流の場を提供する。	田辺市児童館	月二回教育相談の日を位置づけて実施。 学校や関係機関と連携して家庭訪問の実施。 子育て講座や集いの実施。 乳幼児と保護者を対象にフリースペースちびっこを開設し、子どもが安心して遊べる場、子どもや保護者の交流の場の提供。 館内会議（保育所、小学校、中学校、児童館）。	教育相談の日を位置づけ実施することができました。相談家庭や課題のある家庭については、学校や関係機関と連携を取りながら家庭訪問を行い、担任や保護者と話し合いを進めています。また、就学前の乳幼児と保護者を対象にフリースペースちびっこを開設しており、子どもや保護者の遊びや交流の場となっています。地域によってフリースペースちびっこの利用状況が異なっており、利用数が減少傾向にあります。	平成25年度も継続実施。

8. 高齢者の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
住民バス運行事業の再編整備	過疎地（公共交通不便地域）における、交通弱者等の日常生活の利便向上を図ることを目的に、地域住民の交通手段の確保に努める。	企画広報課	田辺市における公共交通施策の再構築に関する調査において、基本的な考え方として位置付けされているところであるが、幹線道路においてはバス事業者における路線バスの運行及びタクシー事業者による移動手段が行われており、本宮地域及び中辺路地域においては、合併前から引き続き、住民バスの運行を実施している。こうした中、当調査の結果にも基づき、平成20年度に龍神行政局から日高川町川原河間、平成21年度には、大塔行政局管内の鮎川から三川・富里地域間において路線バスの廃止に伴い、住民バスの運行を開始した。その中で特に大塔地域において、これまで路線バスが運行していなかった五味・木守・保の平地区等を運行することにより、公共交通不便地域の一定の解消が図られるとともに、地域住民の交通手段の一つが一定確保された。 また、平成24年5月から龍神地域において、龍神行政局から奥小森までの間を増便することにより、行政局及び金融機関への利便性を図った。	田辺市における公共交通施策の再構築に関する調査において、田辺市の公共交通再編に向けた方向性が明確化され、公共交通不便地域の一定の解消は図られた。 課題としては、移動手段の効率化とサービスの拡充が求められている。	田辺市における公共交通施策の再構築に関する調査結果に基づき、また、社会情勢をも勘案した中で、順次効果的で効率的な交通システム導入を検討する。
隣保館デイ・サービス事業	障害者及び高齢者等の自立を助長し生きがいを高めるために、創作・軽作業、日常生活訓練等を行う。	南部・西部・芳養センター	デイ・サービスセンターに設置しているヘルストロンや健康器具を利用した機能回復訓練、高齢者の歩行訓練を実施した。 南部センター：南部デイクラブ（月1回介護予防のための講座や歩行訓練など） 西部センター：高齢者の福祉の増進を図るための配食サービスを年1回実施した。	デイサービスセンターの利用者数は広報啓発等により増加している。	より多くの方に利用してもらえるように、広く啓発していく。
都市計画マスタープランに基づいた施策の推進	「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」を考慮した都市計画マスタープランを平成22年3月に策定した。都市計画事業において計画段階からバリアフリーを盛り込む。	都市計画課	田辺市都市計画マスタープランに基づく、道路・公園等の具体的な都市計画事業の推進。 ・「三四六総合運動公園」及び「目良公園」の都市計画公園事業の推進 ・「JR紀伊田辺駅前広場」の整備事業の推進	このマスタープランにおいて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン・市民参画等に配慮した都市計画を進めていく方針付けを行っている。	今後も引き続き、この田辺市都市計画マスタープランに基づき、道路・公園等の具体的な都市計画事業を推進して行く。
建築物の設計、改修等	建築物の計画、改修時に「田辺市高齢者保健福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	都市計画課	「田辺第二小学校校舎」の新築工事に際して、「県の福祉のまちづくり条例」に基づき設計を行い、届出を提出し工事を施工中。	条例によって、届出義務のある建物は、条例の設計指針に基づき設計を行い届出を提出していき、それ以外の建物も、可能な限り、条例の設計指針に基づき設計を行い、新築、改修を行っております。	新築、改修時の条例の設計指針に基づく設計だけでなく、既存の建物も「福祉のまちづくり条例」に基づいた改修を行っていき、各施設管理者と打ち合わせて行く。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市高齢者障害者虐待防止ネットワーク委員会	地域包括支援センターの業務である権利擁護事業の中で、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関と連携し、高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催する。	やすらぎ対策課	平成24年7月31日に委員会を開催した。また、平成24年11月15日、平成25年2月27日には、個別ケース検討会を開催した。	対応の施策に関して庁内の関係課などの他、警察、介護事業所、医療機関などの関係機関との連携ができてきている。	24年度から田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会として平成25年度も必要に応じて開催の予定。
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が家族・地域等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、5つの老人クラブ連合会と委託契約を結んで老人クラブの活動を基本に実施する。	やすらぎ対策課	旧田辺市については連合会及び地区毎に、旧町村については連合会毎に下記の事業等を実施。 ・グラウンドゴルフ大会12回、計約700名参加 ・演芸大会3回 計約300名(観客含)参加 ・カラオケ大会1回 約200名(観客含)参加 ・趣味の会2回 計約100名参加 ・ボウリング大会1回 計50名参加 ・手芸教室1回 23名参加 ・フラワーアレンジメント1回 40名参加	高齢者の生きがいと健康づくりには欠かせない事業である。事業については、趣向を凝らした取組が行われ継続実施している事業が多い。	平成25年度も継続予定。
紙おむつ等購入費支給事業	要介護1～3に認定され、かつ常時失禁がある等、紙おむつ使用の必要性が認められる市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に紙おむつ等購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ332件、3,775,668円支給。	高齢者とその家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減できたと思われる。	平成25年度も継続予定。
家族介護用品購入費支給事業	要介護4または5に認定されている市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に介護用品購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ345件、7,803,887円支給。	高齢者とその家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減できたと思われる。	平成25年度も継続予定。
家族介護慰労金支給事業	要介護4または5に認定され、市民税非課税世帯に属する在宅の要介護者が、過去1年間介護サービスを受けなかった場合に、現に介護している家族に慰労金10万円を支給する。	やすらぎ対策課	100,000円×5名=500,000円支給。	当該家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の維持及び向上が図れたと思われる。	平成25年度も継続予定。
緊急通報装置貸与事業	市内のひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	やすらぎ対策課	市内のひとり暮らしの高齢者及び身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。緊急通報装置は、利用者が緊急ボタンを押すことにより消防署へ通報され、必要に応じ消防署から利用者の近所に住んでいる協力員へ連絡される。	ひとり暮らしの高齢者等が近所に住む協力員の協力により、安心して生活が送れる。	平成25年度も継続予定。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	やすらぎ対策課	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。徘徊高齢者が探索器を所持することにより、現在位置が確認できる。	介護する家族の身体的・精神的負担が軽減されている。	平成25年度も継続予定。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市シルバー人材センター運営費補助金の交付	高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手としていきいきと働く、あるいはボランティア活動をはじめ、様々な社会活動の参加につなげるために補助金を交付する。	やすらぎ対策課	シルバー人材センターでは、定年退職後、常用雇用は望まないが、自己の労働能力を活用することにより収入を得るとともに、自らの生きがいの充実、社会参加を希望する高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を組織的に提供しています。また、高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手としていきいきと働く、或いはボランティア活動を始め、様々な社会活動の参加につなげていただいている。本部を始め、各行政局管内の支部に対する運営費補助を行った。	シルバー人材センターでは、合併後は、各管区内に支部を設け、地域住民の方々に対し、安心して支援を依頼していただけるよう努めていただいている。	平成25年度も継続予定。
田辺市長寿プラン2012に基づいた施策の推進	高齢者が生きがいをもって社会参加できる地域づくり、高齢者の自立を支える福祉事業の地域づくり、高齢者の生活の質の向上、介護予防事業、介護保険事業の充実、地域ケア体制の構築のため、次の取り組みを推進する。 1. 高齢者の生きがいづくり対策の推進 2. 高齢者総合サービス提供体制の推進 3. 介護予防事業の充実 4. 高齢者の権利を守る社会の実現 5. 介護保険制度の適正な管理運営	やすらぎ対策課	田辺市長寿プラン2012に基づき、上記事業をはじめ高齢者福祉施策の総合的な推進に取り組んだ。	今後も続く高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加に加え、単身や高齢者のみの世帯の増加への対応が課題となっている。	平成24年度から26年度においては、平成23年度に策定した田辺市長寿プラン2012を基本とし、本市の高齢者福祉施策の推進を図るとともに、安定した介護保険制度の維持を図る。

9. 障がい者の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
職員向け障害者研修の実施	毎年8月にやすらぎ対策課主催による「障害児サマースクール」に新採職員を参加させる。	総務課	平成24年8月1日から9日の間に実施された「障害児サマースクール」に新採職員14名を参加させた。	障害者に対する意識の向上が図られる。	定期的、計画的に参加させていく。
都市計画道路元町新庄道路改良事業	道路改良事業に伴い、スムーズな交通移動手段の確保と交通弱者への保護 ・車道拡幅工事 ・歩道設置工事	都市整備課	関係権利者との用地補償契約交渉を行うとともに、用地買収済み的一部箇所については、交通弱者への通行安全に配慮し、仮舗装を実施した。(県施工)	今後できるだけ早期に本格的な車歩道の整備が完成するように県と連絡を密にして、共に取り組んでいく必要がある。	平成25年度については、用地買収が完了した着手可能な区間から本格的な整備を実施する予定。
道路開設・改良工事における歩行者の安全な通行の推進	市道改良工事にあたり、側溝・歩道等の段差解消・滑り止め施行等、歩行者の安全を図る。	土木課	歩行者がより安全・安心して通行することが出来るように、維持修繕により鋼製蓋等に滑り止めの設置、破損蓋の改修等、また、老朽が進んだ側溝等には改良工事などにより対応を行った。	施工できた箇所については、一定の効果があつたと考えている。認定市道が約1350kmあり、それに付随する側溝以外の排水路も多々あり限られた予算では、一気に解消できない状況である。	昨年に引き続き、歩行者がより安全に通行できるよう修繕箇所については迅速に対応、また、改良工事箇所については要望箇所を計画的に予算化して取り組んで行く。
都市計画マスタープランに基づいた施策の推進(再掲)	「田辺市障害者計画」並びに「田辺市障害福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」を考慮した都市計画マスタープランを平成22年3月に策定した。都市計画事業において計画段階からバリアフリーを盛り込む。	都市計画課	田辺市都市計画マスタープランに基づく、道路・公園等の具体的な都市計画事業の推進。 ・「三四六総合運動公園」及び「目良公園」の都市計画公園事業の推進 ・「JR紀伊田辺駅前広場」の整備事業の推進	このマスタープランにおいて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン・市民参画等に配慮した都市計画を進めていく方針付けを行っている。	今後も引き続き、この田辺市都市計画マスタープランに基づき、道路・公園等の具体的な都市計画事業を推進して行く。
建築物の設計、改修等(再掲)	建築物の計画、改修時に「田辺市障害者計画」並びに「田辺市障害福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	都市計画課	「田辺第二小学校校舎」の新築工事に際して、「県の福祉のまちづくり条例」に基づき設計を行い、届出を提出し工事を施工中。	条例によって、届出義務のある建物は、条例の設計指針に基づき設計を行い、届出を提出していき、それ以外の建物も、可能な限り、条例の設計指針に基づき設計を行い、新築、改修を行っております。	新築、改修時の条例の設計指針に基づく設計だけでなく、既存の建物も「福祉のまちづくり条例」に基づいた改修を行って行くように、各施設管理者と打ち合わせて行く。
JR紀伊田辺駅前広場整備事業	JR紀伊田辺駅前広場への進入車両の動線を変更し、公共交通機関の配置を明確にすることにより、ピーク時に発生している交通混雑の解消を図るとともに、歩行者等も含む広場を利用するすべての市民が、快適に移動できる空間づくりを目指す。	都市計画課	障害者用一時停車バースの新設、歩道空間の拡大並びに公共交通機関の乗り場案内板を設置することにより、これまでの駅前広場よりもさらに交通弱者にも利用しやすい施設となる計画である。	特になし	平成25年度(新規)事業であるが年度内で完了

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
社会体育施設のバリアフリー化に向けた整備	市内の社会体育施設において、障害者が車椅子での利用が出来るように、スロープ等、可能な限り施設の整備充実を図る。	スポーツ振興課	平成24年度中の施設整備においては、バリアフリー化に関する該当は無し。	施設利用者の利便性の向上を図るため、順次施設整備を進めているが、市内全般的に老朽化が進んでいる施設が多いため、十分な対応ができていない。	施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に留意し、障害を持たれた方が利用しやすい施設整備に心掛ける。
障害者週間に合わせた街頭啓発活動	障害者週間中（12月3日から9日）に、自動車を使った街頭宣伝活動を行うとともに、障害者団体と一緒に、障害者施設が作った啓発グッズ等を配布し、障害者に対する理解を深めてもらう活動を行う。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成24年12月3日に市内スーパー（田辺市2箇所、上富田町2箇所、白浜町、すさみ町各1箇所、計6箇所）の協力を得て実施。		
福祉的就労の場である就労継続支援、就労移行支援を利用する障害者に対する支援事業	本支援事業を利用する障害者に対して、就労意欲の向上、個人負担の軽減のため、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施する。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成24年度においても、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施した。	障害者の就労意欲の向上、負担の軽減につながっている。	
障害者施設の建設に対する市所有地の提供	障害福祉計画では、施設入所者の一割以上が地域へ移行する計画となっているため、地域移行の受け入れ先として、グループホーム・ケアホームの確保や就労継続支援・就労移行支援等の就労の場の確保が、これまで以上に必要となってくる。 今後、社会福祉法人が、そうした施設の建設の場として、市に協力を求めてきた場合には、芳養町田中の市所有地を紹介し、提供する予定にしている。	やすらぎ対策課障害福祉室	これまで貸与の申し出があった3法人については、平成22年度中に施設建設等が始まり、市との間で正式な土地の貸借の契約を終えた。その結果、3法人5施設が障害福祉施設の運営を行うこととなり、ほぼ全体を貸し出すこととなった。		
「田辺市障害者計画」及び「障害福祉計画」に基づいた施策の推進	障害者計画は第2期障害者計画(H24～H29)として平成25年3月に策定した。また、障害福祉計画は、第3期障害福祉計画(H24～H26)として平成24年3月に策定した。障害者計画では田辺市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定め、障害福祉計画では田辺市における障害福祉サービスの確保していく目標値を年度ごとに示している。	やすらぎ対策課障害福祉室	第2期障害者計画及び第3期障害福祉計画の24年度の進捗状況は別紙のとおりとなった。	各障害福祉サービスの見込量の達成ができるように、市と障害福祉サービス提供事業者等関係者との連携が課題。	

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「田辺市バリアフリー基本構想」の推進	基本構想におけるJR紀伊田辺駅、市役所本庁、市民総合センター及び紀南文化会館とそれらの施設を結ぶ主な道路のバリアフリー化を推進する。	やすらぎ対策課障害福祉室	24年度では、基本構想に記載された①駅前広場の改修(案内表示の整備、バス乗降システムの整備)、②田辺大通りの歩道の改修、③湊本通り・つぶり坂間の歩道の新設の工事が始まっている。	バリアフリー基本構想に、中期期間(平成23年から27年まで)に示された主な計画が予定通り進んでいる。	
西牟婁圏域自立支援協議会の開催	本協議会は、福祉、教育、雇用の関係者(行政、事業者)で構成し、地域のさまざまな障害福祉の課題について協議し、それぞれのサービス提供事業者が連携のもと、効果的で中立・公正なサービス提供ができるよう連携に努める。	やすらぎ対策課障害福祉室	年間2回の全体会議を開催(開催日:平成24年9月28日、平成25年3月12日)し、自立支援協議会の定着化をはかった。 また、西牟婁福祉圏域内(田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町)の障害者福祉施設の場所を地図に落とし「障害福祉施設資源マップ」、障害福祉サービス事業所を紹介するパンフレットを作成し、関係者に配布した。	自立支援協議会の組織後、専門部会として、「発達障害部会」「障害者就労支援部会」「地域移行支援部会」を設置したが、全体会を含めた各種会議(全体会、定例会議、事務局会議及び専門部会議)の効果的な開催が課題。そのためには、それぞれの会議の長と事務局の体制整備が必要だが、日常の業務と平行しての取り組みであることから、時間的に困難な状況がある。	引き続き、自立支援協議会の定着化を図る。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者虐待防止センターの設置	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月1日に施行された。障害者に対する虐待は障害者の尊厳を脅かすものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、法律では、国・地方公共団体及び国民の責務として、障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の保護及び自立のための措置、養護者に対する支援等を定め、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としている。</p> <p>障害者虐待を「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」に分け、それぞれにおける虐待の防止措置を定めるとともに、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待について、その防止等のための措置を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付けている。</p> <p>また、市町村に対して、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設が、障害者虐待の対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすよう整備することを求めている。</p>	やすらぎ対策課 障害福祉室	<p>田辺市では、障害福祉室を「市町村障害者虐待防止センター」として位置付けた。</p> <p>実際の障害者虐待の通報・届出があった場合には、障害福祉室と田辺市障害児者相談支援センター「ゆめふる」と連携を図りながら、調査・情報収集、保護等の対応をしている。</p>	<p>これまでも、障害者の虐待問題については、「ゆめふる」ともに対応してきた。今回の法律の施行により、今後も虐待防止に取り組む。</p>	
聴覚障害者用の119番通報用ファクシミリ等の運用	<p>ファクシミリや電子メールを利用し、聴覚障害者からの119番通報を受信するとともに、災害情報等を提供する。</p>	警防課	<p>平成24年中の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害者ファクシミリ <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報の受信：0件 ・情報伝達：24件 ※火災発生情報：14件、気象警報等：10件 ●メール119 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報の受信：0件 	<p>運用上で特に問題や課題はない。</p>	平成25年度以降も継続。
ペットボトルリサイクル業務及び容器包装プラスチックリサイクル業務の委託	<p>プラスチック類をリサイクルすることにより、循環型社会の推進と最終処分場の延命化を目的に『田辺市障害者計画及び障害福祉計画』に基づき、市業務を障害者団体への委託に努める。</p>	廃棄物処理課	<p>ペットボトルリサイクル業務と容器包装プラスチックリサイクル業務の委託を行った。</p>	<p>評価 一般就労への移行の促進に寄与できている。 平成23年度中に1名、更に24年度中には1名が一般就労に移行できた。 問題点 現状、特になし。</p>	平成25年度も継続して委託する。

10. 外国人の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
A L T の配置、小学校での外国語活動	小学校においては、外国語活動や特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努める。また、中学校では、英語科・社会科及び道徳・特活・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進める。それに加え、A L T を田辺市内に6名配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進める。	学校教育課	小学校においては、外国語活動や特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努めた。また、中学校では、英語科・社会科及び道徳・特活・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進めた。それに加え、市内に6名のA L T を配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進めた。	A L T の活用により、外国語活動及び英語教育が充実し、国際理解教育が定着してきた。小学校の更なる外国語活動（英語活動）の充実・中学校英語科への接続が課題である。	今後も継続して国際理解教育を進めていく。
田辺観光戦略推進事業	・外国人対応レベルアップ 観光業者に対して、外国人（英語圏）が来訪した際、安心して観光できるツールを整備する。具体的には、英語が話せなくても必要な情報を伝達することが可能なコミュニケーションツールを作成する。	観光振興課	外国人対応レベルアップの内容 ■田辺観光戦略推進事業 ・市内観光業者に対し外国人対応レベルアップ指導を行う。	世界遺産登録後、増加する外国人来訪者に対して言語、文化等の相違による相互理解のため、語学が苦手な方でも外国人に対して接客出来る「指差しツール」の作成は内外から高い評価を得るとともに、外国人来訪者数も年々増加している。	継続して実施していきたい。

11. 感染症・難病患者等の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
妊婦、新成人への普及・啓発	妊娠届出時に「性感染症に関する正しい知識について」の副読本を配布し、普及と啓発を実施する。 成人式で新成人にエイズ予防パンフレット「話し合うエイズ」を全員に配布し、エイズに関する正しい知識の普及と啓発を実施する。	健康増進課	妊娠届出時に「性感染症に関する正しい知識について」の副読本を配布し、普及啓発した。 成人式で新成人にエイズ予防パンフレット「話し合うエイズ」を全員に配布し、エイズに関する正しい知識の普及と啓発を実施した。	妊娠届出時に、感染症などについて、正しい知識の普及・啓発をしている。 青少年への普及啓発は、関係機関との連携を図りながら取り組んでいる。	関係機関との連携を図りながら継続的に取り組む。

12. 刑を終えて出所した人の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺保護司会	田辺保護司会が、地域の犯罪や非行を防止するため実施している更生保護活動を円滑に推進するため、財政的援助を行う。 また、市民総合センター内「更生保護サポートセンター」の行政財産使用料を一部免除している。	自治振興課	田辺保護司会の活動に対する補助金693千円を支出した。また、平成21年より市民総合センター内に「更生保護サポートセンター」を開設し、犯罪被害者の相談や保護観察者の面接等を行っている。活動内容としては犯罪や非行をした人に対する保護観察や社会復帰を果たせるように環境調整を行っている。また、「社会を明るくする運動」を中心に犯罪や非行を未然に防ぐために啓発活動を行っている。	平成11年の保護司法の改正により、法務大臣から委嘱されている保護司に関して、地方公共団体との相互協力関係が規定され、保護司が地方公共団体の犯罪予防施策に協力する者であることが明記されている。全国的に治安に対する不安が高まる中、保護司の役割はますます重要となっている。	平成25年度も支援（補助）を継続。
更生保護法人和歌山県更生保護協会	更生保護法人和歌山県更生保護協会が行う和歌山県内における更生保護事業を推進するため、財政的援助を行う。	自治振興課	昭和51年に財団法人、平成8年より更生保護法人として事業を行っている和歌山県更生保護協会に対する分担金12千円を支出した。	和歌山県内における刑務所出所者等の更生保護を必要とするものへの一時保護事業、更生保護関係団体への連絡助成事業、犯罪予防活動などを行う。	平成25年度も支援（分担金負担）を継続。

13. 犯罪被害者等の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
公益社団法人紀の国被害者支援センター	公益社団法人紀の国被害者支援センターが行う犯罪被害者及びその家族等への支援活動の促進を図るため、財政的援助を行う。（もって、市民がそういった被害に遭った場合の相談先の充実を図る。）	自治振興課	犯罪被害者やその家族に対する精神的支援を始めとする各種支援活動（電話及び面接相談、病院や裁判所への付き添い、国への給付金申請の直接支援、支援員の要請及び研修、支援に関する啓発事業）を目的に設立された民間団体である「公益社団法人 紀の国被害者支援センター」（平成9年5月設立、平成24年4月公益社団法人化）の活動に対する補助金211千円を支出した。	犯罪被害者基本法（H17.4月施行）には、犯罪被害者支援に関して、国及び地方公共団体が講ずべき基本施策が明示されており、その中に「民間の団体に対する援助（法第20条）」が明記されている。田辺市内でも一日出張相談所を開設（2回）している。	平成25年度も支援（補助）を継続。

14. インターネット等による人権侵害等の問題

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
インターネット等による差別表現対応	インターネット掲示板等で差別表現を発見又は通報を受けた場合、速やかに対応する。また、そのための体制を整備する。 ・和歌山県策定のマニュアルに沿って対応する。 ・速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局・和歌山県・関係団体等との連携を図る。	人権推進課	市では、インターネット等による差別表現に関して連絡を受けていない。	匿名性を利用したインターネット上での人権侵害については、全国的に増加しており、今後も啓発を進める。	平成25年度も継続実施。
各学校での教育活動、管理職研修会	・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、教育計画に基づき、情報モラル教育の充実を図っていく。また、保護者に対しては、教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、携帯電話の危険性と情報モラルについて啓発活動を行う。 ・情報流失防止 管理職研修等で情報管理に関する研修を深め、情報流失問題が発生しないように指導する。 ・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。	学校教育課	・情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、各学校の実情に応じた、情報モラル教育の充実を図った。また、保護者に対しても教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、携帯電話の危険性と情報モラルについて啓発活動を行った。 ・情報流失防止 管理職研修等を通じて情報管理に関する研修を深め、情報流失問題が発生しないように指導した。 ・人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。	携帯電話等、情報機器の普及により、全国的に様々な問題が報告されている。そのため、本市においても更なる情報モラル教育の充実が必要である。	平成25年度も継続予定。
情報セキュリティポリシーの見直し	平成18年2月に内閣官房情報セキュリティセンターに事務局をおく情報セキュリティ政策会議が、策定した「第1次情報セキュリティ基本計画」において、 ①情報セキュリティ確保にかかるガイドラインの見直し等 ②情報セキュリティ監査実施の推進 ③（仮称）自治体情報共有・分析センターの創設促進 ④職員の研修等の支援 を重点的に取り組んでいくことを位置づけた。 当市では、「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」「地方自治体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」の全面見直しを受け、「情報セキュリティポリシー」の見直し作業を進める。	情報政策課	左記ガイドラインの全面見直しをうけ、この内容について担当職員の研修参加等の取り組みを行った。	個人情報を預かる地方自治体として、情報セキュリティ対策は、住民に対する行政の責任を果たすという観点から実施しなければならないものである。	情報セキュリティ対策は、ポリシー作成→実施手順策定→内部監査→外部監査と実施されるが、現段階ではポリシーの作成（見直し）が完了しているものの、「実施手順の策定」が未完了であり、また内部監査についても「監査を行う側の体制」が不十分であるため、それらの対策を行う必要がある。なお、実施手順の策定並びに監査研修等については、早期の取り組み目標とする。
情報セキュリティ対策への取り組み	平成24年4月に改正した「田辺市情報セキュリティポリシー」の浸透とセキュリティ対策の徹底のため、情報セキュリティ実施手順書（ハンドブック）の作成及び職員研修（管理職・一般職）を実施する。	情報政策課	平成25年度に情報セキュリティ実施手順書（ハンドブック）の作成及び職員研修（管理職・一般職）を予定している。	個人情報を預かる地方自治体として、情報セキュリティ対策は住民に対する行政の責任を果たすという意味で、実施しなければならないものである。	情報セキュリティ実施手順書（ハンドブック）の作成及び職員研修（管理職・一般職）を予定しているが、研修については、約900人の職員が対象となるため、実施時期、実施方法等を研修担当部署（総務課人事係）と協議していく必要がある。

15. 様々な人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
該当事業なし					